（前のページより続き）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁
土地家屋調査士懲戒処分、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、国営土地改良事業の工事の部分完了、公示送達、建築基準適合判定資格者に対する処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

省　令

○財務省令第九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行に伴い、及び登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百五十六号㈣の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の八（広域的処理に係る変更の認定）」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の九第六項（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）」に改め、同条第二号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の五（広域的処理に係る変更の認定等）において準用する同令第五条の八」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の三第三項（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）において読み替えて準用する同法第九条の九第六項」に、「準用する同規則」を「読み替えて準用する同令」に改める。

附　則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第三十二号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十五条第四項第二号、第六十条第三項、第百条第一項及び第百五条並びに確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第一条第一項及び第四十五条第一項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条本則を本則第一項とし、本則に次の二項を加える。

2　前項の場合において、当該確定給付企業年金に加入者が存在しないときは、同項第六号及び第七号に掲げる書類を添付することを要しない。

3　前項の場合において、生命保険の契約にあっては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第十条第三号に規定する契約者価額が、生命共済の契約にあっては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第十一条第一項第三号ハに規定する契約者価額（以下「契約者価額」という。）が、給付に要する費用の予想額の現価に相当する額（当該額の計算については、当該契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いるものとする。）を下回らないもの（以下「受託保証型確定給付企業年金」という。）については、第一項第四号に掲げる書類（給付の設計の基礎を示した書類を除く。）を添付することを要しない。

第十一条第二号中「第四条」の下に「第一項」を加える。

第五十二条に次のただし書を加える。

ただし、当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、第二号及び第三号の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いることができる。

第六十五条に次のただし書を加える。

ただし、当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、当該事業年度の末日における数理債務の額とすることができる。

第八十二条中「であること」の下に「、又は当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金であること」を加える。

第百十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、受託保証型確定給付企業年金については、第一号（給付の種類ごとの受給権者に関する事項を除く。）、第二号（給付の支給状況に関する事項を除く。）、第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

第百十七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、受託保証型確定給付企業年金については、第一号及び第二号に掲げる事項を記載することを要しない。

附則第四条に次のただし書を加える。

ただし、当該権利義務の承継に係る確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、当該確定給付企業年金が終了するまでの間とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十二号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十条第一項の規定に基づき、小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「年間開催回数」の下に「（二以上の施行者が共同して競走を開催する場合であって、いずれか一方の施行者が指定重勝式勝者投票法のみを実施するときは、当該一方の施行者が実施するものを含まない。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十八号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条第二項及び第二十七条第一項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）並びに第十八条第二項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏